

第2章 点検評価結果

No. 1 財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 加藤 丈夫	県所管部課名	商工労働部経営支援課			
設立年月日	昭和44年5月26日	基本財産	549,756千円			
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率		
	青森県		390,000千円	70.9%		
	(株)みちのく銀行		34,010千円	6.2%		
	(株)青森銀行		33,690千円	6.1%		
	青森市		30,245千円	5.5%		
	(株)東北電力		11,710千円	2.1%		
	黒石市		7,220千円	1.3%		
	藤崎町		5,090千円	0.9%		
	青い森信用金庫		3,583千円	0.7%		
	田舎館村		2,445千円	0.4%		
	(株)みずほ銀行		2,070千円	0.4%		
組織構成	区分			人数	うち常勤	備考
	理事			16名	2名	県OB1名
	監事			2名	0名	
	職員			78名	25名	県派遣13名
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援					
経営状況 (平成22年度)	経常収益	2,096,365千円	(その他参考)			
	経常費用	2,572,961千円	県からの補助金	557,553千円		
	当期経常増減額	476,596千円	県からの受託事業収入	171,760千円		
	当期一般正味財産増減額	471,821千円	県の損失補償	2,848,989千円		

2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおもり産業総合支援センター」に変更した。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、中小企業支援に係る県の施策の実施団体として国・県等からの補助事業や受託事業等を多岐にわたり実施するなど、本県における産業の中核的支援機関として、非常に重要な役割を担っているが、本県中小企業を取り巻く厳しい経済情勢を反映し、当法人が実施する設備・機械類貸与事業の貸与件数及び額が減少している中で、当該事業の未収債権について適切に対応することが求められている。さらに、当法人が実施するオーダーメイド型貸工場事業を巡る動向が県民から注視されている。

なお、当法人の理事長は非常勤であること等から、当委員会から、理事長の常勤化とトップマネジメントの強化について提言を受けてきている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について改善等を要するものと考ええる。

(1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化

ア 法人の考え方

当法人の理事長は、非常勤であり県外在住であるが、当法人の特質から、

- ・当法人の運営についてグローバルな視点や民間の視点で改善の指示ができること
- ・ベンチャー企業の育成についても高い見識を有していること

などが理事長としてふさわしいと考えており、

- ・これらの資質を有する人材は、他の役職等に就任している場合が多く常勤での就任に理解を得ることが困難であること
- ・そのような人物に相応の報酬を支払うことも当法人の財務上困難であること

等から、現行の体制となっている。また、

- ・理事会への出席や県内企業訪問のための定期的な来県機会を利用した打合せ
- ・重要事項については専務理事及び職員が上京し、直接、理事長の判断を仰ぐ
- ・東京のビジネスサポートセンター所長による随時報告・相談

等により、理事長が非常勤であってもマネジメントは成り立っているものと考えている。

イ 委員会の意見等

現下の厳しい経済情勢において、県内中小企業を支援する中核的団体として当法人が果たす役割の重要性や多岐にわたる実施事業、さらにはオーダーメイド型貸工場事業を巡る適時適切な対応の必要性等を考慮すれば、理事長は、日々短時間であっても出勤し、職員との意見交換や県内中小企業の生の声を聞きながら迅速に意思決定していくことが必要と考えられる。

したがって、責任体制の明確化と権限の強化を図るためにも、また、現場と認識を共有しながら迅速かつ適切な経営判断を可能とするためにも、当委員会としては、理事長は常勤化すべきことを引き続き提言する。

(2) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進

ア 法人の考え方

当法人の自主事業である設備・機械類貸与事業の担当課には、プロパー職員3名、県派遣職員3名を配置しているが、事業の実施上不可欠な貸与先企業の経営分析は、中小企業診断士の資格を有する県派遣職員が担っている。プロパー職員が中小企業診断士の資格を取得する場合には、長期にわたる研修を要するが、この不在期間に対応する金銭的・人的な余裕がないのが実情である。

イ 委員会の意見等

法人の実情も理解できるが、自主事業である設備・機械類貸与事業等については、基本的に

プロパー職員が担うべきものと考えことから、貸付審査、事業のフォローアップ、貸付債権の回収といった一連の業務について、計画的にプロパー職員を育成しノウハウを蓄積させながら、順次、県派遣職員をプロパー職員へ置換えていくことに努力していただきたい。

また、当法人が将来にわたって責任ある自立した経営を行っていくためには、プロパー職員が中核となった運営体制を確立する必要があると考えられることから、プロパー職員の育成については自主事業担当職員にとどまらず、法人の将来像を描き、運営の中核を担うプロパー職員の育成を戦略的に進める必要があるものとする。

(3) 未収債権の発生防止等

ア 法人の対応

設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金については、公社等点検評価委員会からの提言等をも踏まえ、「設備貸与事業・機械類貸与事業・設備資金貸付事業に係る債権管理規程」で規定する債権の分類基準に基づき算定した要引当額を、適切に貸借対照表に計上している。

また、当該事業の貸付に当たっては、当法人による事前調査、県との事前審査、外部専門家による審査委員会での審議など貸付決定まで多段階にわたる慎重な審査を行っており、貸与後のフォローアップも、設備の稼働状況や設置効果、今後の設備投資計画、連帯保証人の現況について確認するとともに、直接訪問による経営状況の把握、決算書の徴収のほか、延滞企業に対しては再生支援協議会への相談や当法人の支援機能及び連携機関等の活用について助言している。

イ 委員会の意見等

これまでの当委員会からの提言をも踏まえ、当法人の債権の分類基準を設定した上で貸倒引当金を適切に計上していることや、貸付時における審査を慎重に行っていることについては評価できる。一方、貸与後のフォローアップについては、未収債権の回収不能債権化を未然に防止するとともに、貸与先の経営悪化や倒産を回避することにつながり、当法人の役割である本県経済の活性化や中小企業の振興に寄与するものであることから、延滞企業への収益改善に向けたアドバイスや連携機関との仲介を更に積極的に行うなど、債権回収に向けた一層の努力や工夫を求めたい。そのため今後は、経営状況を詳細に把握しながら、未収債権の発生状況の報告や回収方法の検討を法人内で定期的に行うとともに、関係機関との綿密な連携のもとに、より踏み込んだ専門的なアドバイスを行っていくことに重点を置いて取り組んでいただきたい。

(4) オーダーメイド型貸工場事業に関する県民への情報提供等

ア 法人の考え方

オーダーメイド型貸工場については、エー・アイ・エス株式会社が経営破綻したことを受け、新たに設立された合弁会社が引き続き利用することとなったが、当法人としても、合弁会社による貸工場の安定した利用により、リース料が着実に徴収され、県からの借入金を着実に返済することがこれ以上の県民負担を生じさせないためにも重要と考えている。このため県と連携し、会計専門家等の協力を得ながらリース料の支払いが計画的に行われるよう定期的なチェックや指導助言を行い、合弁会社の経営安定化が図られるよう最大限の努力をしていきたいと考えている。また、県では、貸工場を利用する合弁会社の経営状況を踏まえ、必要に応じて、適時適切に県議会へ報告することを検討しているため、当法人においても事業報告書で返済状況を報告するなど、適切な情報提供を行っていくよう県と連携していく。

イ 委員会の意見等

オーダーメイド型貸工場事業については、新たな貸工場の利用企業である合弁会社の経営状況が悪化し、貸工場のリース料収入が得られないこととなれば、当法人に対する県の貸付金が回収不能となる事態が生じ、結果的に県民負担を強いることとなることから、県民はその動向について重大な懸念を持って見守っている。そのため、県と当法人は、貸工場の安定的な利用

に対し責任を持ち、連携して合併会社の経営状況等のチェックを適切に行いながら、リース料の徴収状況や合併会社の経営状況等の変化とその後の見通し等について、県議会への報告等と、県民に対する情報提供及び状況説明を適時適切かつ丁寧に行っていくことを求めたい。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

- ・ 中小企業の創業支援、経営革新等について成果を挙げており、特に当法人がサポート賞を受賞するなど、当法人の支援活動が評価されていることや、計上すべき貸倒引当金を引当している一方で、厳しい経済情勢を反映して、当法人の設備・機械類貸与事業の貸与件数及び金額が目標を下回り、自主財源の確保が厳しくなっていること。
- ・ 当委員会が従前から提言している理事長の常勤化については実現していないこと。